「人と農地の問題」の解決に向けて、農地の集積を進めようとする皆さんを支援します。

農地集積に協力する者に対して、 協力金を交付します。

経営転換協力金

分散錯爾解消協力金

● 交付対象者

地域の中心となる経営体への農地集積に協力す る農地の所有者

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② リタイヤする農業者
- ③ 農地の相続人
 - ※ 遊休農地の保有者は、経営転換協力の交付 は受けられません。(ただし、遊休農地を解消 する計画書を農業委員会に提出し、確認して もらった場合は受けることができます。)
 - ※ 農業者戸別所得補償制度の加入者又は加入 要件を満たす見込みのある者である必要があ ります。

● 交付対象者

地域の中心となる経営体の分散した農地の連坦 化に協力する農地の所有者又はその世帯員等で、 次に該当する者

- ① 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣 接する農地の所有者
- ② 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣 接する農地を借りて耕作していた農業者
 - ※ ①・②のいずれも農業者戸別所得補償制度 の加入者又は加入要件を満たす見込みのある 者である必要があります。

交付要件

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者の場合
 - 土地利用型作物を栽培する全ての自作地を、 農地利用集積円滑団体などに、白紙委任する ことが必要です。
- ② リタイヤする農業者・農地の相続人の場合
 - 10a 未満の農地を除く全ての自作地を、農 地利用集積円滑団体などに、白紙委任するこ とが必要です。
 - ※ 他の農業者に利用権を設定している農地又 は農作業を委託している農地を除く。
 - ※ 「土地利用型農業」とは、稲・麦・大豆・そ ば・なたねを生産する農業をいいます。
 - ※ 「白紙委任」とは、農地を貸す相手先を指定 しない委任契約のことで、委任期間は10年 以上で、6年以上の農地の貸し付けをするこ とです。

交付要件

- ① 農地利用集積円滑団体などに、白紙委任する ことが必要です。
 - ※ 「白紙委任」とは、農地を貸す相手先を指定 しない委任契約のことで、委任期間は10年 以上で、6年以上の農地の貸し付けをするこ とです。
 - ※ 遊休農地は、分散錯圃解消協力金は対象農 地となりません。

● 交付単価

0.5ha 以下 :30万円/戸 0.5ha 超 2.0 以下 ha :50 万円/戸 2.0ha 超 :70万円/戸

● 交付単価

5,000 円/ 10a

相談窓口

錦江町役場 産業振興課 Tel 22-3036 本 庁

田代支所 産業建設課 Tel 25-2511

鹿児島県 大隅地域振興局 農政普及課 Tel 0994-52-2139

- ※ 経営転換協力金の交付を受けた者は、「分散錯圃解消協力金」の交付を受けられません。
- ※ 分散錯圃解消協力金の交付を受けた者については、当該交付を受けた年度は「経営転換協力金」の交付対象 から除きます。